

特許協力条約

PCT

特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）

（法第12条、法施行規則第56条）
〔PCT36条及びPCT規則70〕

出願人又は代理人 の書類記号 15P0092PCT	今後の手続については、様式PCT/ IPEA/ 416を参照すること。	
国際出願番号 PCT/JP2016/062979	国際出願日 (日.月.年) 26.04.2016	優先日 (日.月.年)
国際特許分類 (IPC) Int.Cl. G06Q50/22(2018.01)i, G16H10/00(2018.01)i		
出願人 (氏名又は名称) 株式会社オプティム		

<p>1. この報告は、PCT35条に基づきこの国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である。 法施行規則第57条（PCT36条）の規定に従い出願人に送付する。</p> <p>2. この国際予備審査報告は、この表紙を含めて全部で <u>6</u> ページからなる。</p> <p>3. この報告には次の附属物も添付されている。</p> <p>a. <input checked="" type="checkbox"/> (出願人及び国際事務局に送付される) 附属書類は全部で <u>3</u> ページである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 補正された明細書、請求の範囲及び/又は図面の用紙、及び/又はこの国際予備審査機関が許可した訂正を含む用紙（ただし、差し替えられ、又は取り消されたものを除く。）、並びに添付された書簡（PCT規則46.5, 66.8, 70.16, 91.2及びPCT実施細則第607号参照） <input type="checkbox"/> この報告の作成開始時に、許可されていないか、この国際予備審査機関に通知されなかったために、国際予備審査機関によって考慮されなかった訂正を含む差替用紙及び添付された書簡（PCT規則66.4の2, 70.2(e), 70.16及び91.2） <input type="checkbox"/> 第I欄4.及び補充欄に示したように、国際予備審査機関が、補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められたか、又は、出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていないと認めた差替用紙によって差し替えられた用紙及び添付された書簡（PCT規則70.16(b)） <p>b. <input type="checkbox"/> (国際事務局のみに送付される) 配列表に関する補充欄に示すように、附属書C/ST.25テキストファイル形式のみで提出された配列表を含む電子媒体は全部で _____ (電子媒体の種類及び数を示す)。 (PCT実施細則附属書C第3の3段落参照)</p> <p>4. この国際予備審査報告は、次の内容を含む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <input checked="" type="checkbox"/> 第I欄 国際予備審査報告の基礎 <input type="checkbox"/> 第II欄 優先権 <input type="checkbox"/> 第III欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての国際予備審査報告の不作成 <input type="checkbox"/> 第IV欄 発明の単一性の欠如 <input checked="" type="checkbox"/> 第V欄 PCT35条(2)に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解、それを裏付けるための文献及び説明 <input type="checkbox"/> 第VI欄 ある種の引用文献 <input type="checkbox"/> 第VII欄 国際出願の欠陥 <input type="checkbox"/> 第VIII欄 国際出願についての意見
--

国際予備審査請求書を受理した日 19.05.2017	国際予備審査報告を作成した日 12.07.2018		
名称及びあて先 日本国特許庁 (IPEA/JP) 郵便番号100-8915 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号	特許庁審査官 (権限のある職員) 青柳 光代	5L	4100
		電話番号 03-3581-1101 内線 3562	

第 I 欄 報告の基礎

1. 言語に関し、この国際予備審査報告は以下のものを基礎とした。

- 出願時の言語による国際出願
- 出願時の言語から次の目的のための言語である _____ 語に翻訳された、この国際出願の翻訳文
 - 国際調査 (PCT規則12.3(a)及び23.1(b))
 - 国際公開 (PCT規則12.4(a))
 - 国際予備審査 (PCT規則55.2(a)及び/又は55.3(a)及び(b))

2. この報告は下記の出願書類を基礎とした。(法第6条(PCT14条)の規定に基づく命令に応答するために提出された差替え用紙は、この報告において「出願時」とし、この報告に添付していない。)

- 出願時の国際出願書類、又は、
- 明細書 第 1-24 _____ ページ、出願時に提出されたもの
 - 第 _____ ページ*、 _____ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
 - 第 _____ ページ*、 _____ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
- 請求の範囲 第 _____ 項、出願時に提出されたもの
 - 第 _____ 項*、PCT 19 条の規定に基づき補正されたもの
 - 第 1-7 _____ 項*、24.05.2017 付けて国際予備審査機関が受理したもの
- 図面 第 1-14 _____ ページ/図、出願時に提出されたもの
 - 第 _____ ページ/図*、 _____ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
 - 第 _____ ページ/図*、 _____ 付けて国際予備審査機関が受理したもの
- 配列表
配列表に関する補充欄を参照すること。

3. 補正により、下記の書類が削除された。

- 明細書 第 _____ ページ
- 請求の範囲 第 _____ 項
- 図面 第 _____ ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) _____

4. この報告は、補充欄に示したように、この報告に添付されかつ以下に示した補正が出願時における開示の範囲を超えてされたものと認められるか、又は、この報告に添付されかつ以下に示した補正に出願時における国際出願中の補正の根拠を表示する書簡が添付されていなかったため、その補正がされなかったものとして作成した。(PCT規則 70.2(c)及び(cの2))

- 明細書 第 _____ ページ
- 請求の範囲 第 _____ 項
- 図面 第 _____ ページ/図
- 配列表 (具体的に記載すること) _____

5. この報告は、PCT規則 91 の規定により国際予備審査機関が許可した又は国際予備審査機関に通知された明らかな誤りの訂正を、

- 考慮に入れて作成された (PCT規則66.1(d)の2)及び70.2(e))。
- 考慮に入れずに作成された (PCT規則66.4の2及び70.2(e))。

6. トップアップ調査について(PCT規則66.1の3及び70.2(f))

- 国際予備審査機関は、04.04.2018 付けてトップアップ調査を行った。
 - トップアップ調査の結果、追加の関連する文献が発見された。
 - トップアップ調査が何ら有益な目的に資さないため、国際予備審査機関はトップアップ調査を行わなかった。

7. この報告を作成するにあたり、補充国際調査機関である _____ から受領した補充国際調査報告を考慮した。(PCT規則 45 の 2.8(b)及び(c))

* 4. に該当する場合、その用紙に "superseded" と記入されることがある。

第V欄 新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての法第12条（PCT35条(2)）に定める見解、それを裏付ける文献及び説明

1. 見解

新規性 (N)	請求項 1-7	有
	請求項 _____	無
進歩性 (IS)	請求項 _____	有
	請求項 1-7	無
産業上の利用可能性 (IA)	請求項 1-7	有
	請求項 _____	無

2. 文献及び説明 (PCT規則 70.7)

文献 1

JP 2004-171394 A (寺島 隆則)
2004.06.17, [0023]-[0070][0072]-[0226], 第 1-11 図
(ファミリーなし)

文献 2

JP 2015-95209 A (オムロン株式会社)
2015.05.18, 段落[0001]-[0024][0027]-[0061]等, 第 1-9 図
& US 2015/0131856 A1, [0003]-[0008][0018]-[0059], Figs. 1-9 & EP 2878875 A1 & CN 104639887 A

文献 3

JP 2015-32061 A (富士フイルム株式会社)
2015.02.16, [0027]-[0124], 第 1-23 図,
& WO 2015/016250 A1 & US 2016/0162641 A1, [0056]-[0166], Figs. 1-23 & EP 3029627 A1

文献 4

JP 2003-47001 A (株式会社デジタル・ファウンデーション)
2003.02.04, 全文, (ファミリーなし)

補充欄に続く

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

請求項 1, 6, 7に係る発明は、国際調査報告で引用された文献 1, 2により、進歩性を有しない。

文献 2に記載された、作業者の格好が作業環境もしくは作業内容に応じた適正な状態にあるかを自動で監視するためのシステムであって([0007])、医療現場等の作業現場におけるものであり([0002])、画像入力部により入力された画像(請求項 1「撮影画像」に相当)を解析(請求項 1「画像解析」に相当)して、対象者の作業内容等(請求項 1「作業情報」に相当)を推定する(請求項 1「取得する」に相当) ([0016])、システムの技術を、

文献 1に記載された、救急現場で撮像した傷病者等の症状画像を、複数の病院の通信アドレスに対して送信するものであり([0026])、救急現場で取得した傷病者の心拍数、血圧、呼吸数、酸素飽和度、心電図情報等の生体情報を、複数の病院の通信アドレスに対して送信するものであり([0027])、救急隊員が早期に傷病者等を受入れ可能な救急病院と情報の交換を行うことが可能であって、救急隊員が救急病院の医師から救急救命措置に関する指示を取得して、傷病者等に対して適切な初期措置を施すことが可能なものであり([0029])、傷病者等を受入れ可能な救急病院の位置と救急車両の位置関係を表示し、救急隊員に傷病者等の搬送先の救急病院までの道順を的確に通知することが可能であり([0030])、救急現場で撮像や音声入力等を行うヘッドセット端末、画像や心拍数、血圧、呼吸数、酸素飽和度、心電図等の情報を表示する表示手段と通信手段とを備えた傷病者側端末、急病院や医療施設等に設けられている病院端末(請求項 1「オペレータ端末」に相当)を有し、救急隊員等のヘッドセット端末には、傷病者を撮像して症状画像を取得する撮像手段等を備えてよく([0062][0064])、ヘッドセット端末は搬送先自動選択装置、傷病者側端末、通信機器の機能を備えてもよいものであり([0073])、ヘッドセット端末や傷病者側端末は、救急車両内で使用してもよいものであり([0074])、傷病者側端末は、救急救命士等の隊員が背中に背負う構成等のウェアラブルな構成(請求項 1「救急隊員に装着されたウェアラブル端末」に相当)としてもよいものであり([0094])、症状画像や音声情報、生体情報を通信によって他の電子機器であるヘッドセット端末、傷病者側端末等と送受信するものであり([0098])、病院端末(請求項 1「オペレータ端末」に相当)には、緊急情報及び画像として、救急現場における全体状況と位置情報、日時情報等や、救急隊員が傷病者を診断している状況や結果、瞳孔の状態、及び心電図等の生体情報(請求項 1「作業情報」等)が表示され、病院の医師は、表示されている情報を見ながら傷病者の症状を判断して、現場に居る救急隊員に対して映像又は音声による指示や指導を行うことが可能となっているものであり([0121][0127]-[0129])、病院端末は、ヘッドセット端末又は傷病者側端末である救急現場の端末から受信した緊急情報を記録手段に記録するものであり、緊急情報として受信した傷病者の人数、症状、症状画像、音声情報、複数の生体情報をそれぞれ関連付けて、発生した事故の事件毎に 1 組の生体情報として記録するものであり、救急隊員の報告書作成作業を軽減することが可能であり、また、生体情報を一括して事件毎に関連付けて検索容易な状態で記録するもので、救急活動の状況や結果の詳細が保存され、詳細な救急活動の結果は、医師側の検証によって医療の質の確保に役立てるとともに、

補充欄に続く

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

将来発生し得る救急活動のマニュアル、緊急災害時の対応マニュアルとしてトレーニングの場などで活用することが可能となるものであり（[0199]-[0200]）、ヘッドセット端末には、GPS等の位置取得手段が備えられており、現在救急隊員が搭乗している救急車両の位置情報や軌跡を知ることが可能である（[0081]）、システムに用いることは、当業者にとって容易である。

文献1には画像を共有する点については記載されていないが、段落[0098]の、症状画像や音声情報、生体情報を通信によってヘッドセット端末、傷病者側端末等と送受信する旨の記載を考慮すれば、画像を共有することは、文献1に示唆されていると言える。

また、文献1には、作業に関する作業情報を、画像を解析することにより取得する点について、明記されていない。しかしながら、救急現場で撮像した傷病者等の症状画像を用いたシステムである文献1のシステムに、画像を解析して作業内容等を推測するシステムである文献2の技術を用いることは当業者であれば容易になし得た事項である。

請求項2-5に係る発明は、国際調査報告で引用された文献1-3により進歩性を有しない。

文献3に記載された、患者に対する処置が開始されたことを表す処置開始情報を受け付けた場合に、救急タイムライン情報を作成し、作成した救急タイムライン情報等を、クライアント端末である救急携帯端末、院内端末及び専門医携帯端末に配信するものであり（[0032]）、救急携帯端末は、救急隊に編成された複数の救急隊員が出動時にそれぞれ携帯する携帯端末であり（[0039]）、専門医携帯端末は、専門医が携帯する携帯端末であり、重篤な患者に対する処置のアドバイスや診療に関する見解など（請求項3「指示情報」に相当）を救急隊員や病院の医師に提供するものであって、救急タイムライン情報及び専用タイムライン情報の閲覧と、救急タイムライン情報及び専用タイムライン情報に対するコメント入力にも利用され、入力されたコメントは、患者の診療情報として医療支援サーバに送信されるものであり（[0047]）、患者から取得される最初の診療情報を処置開始情報として受け付け、救急タイムライン情報を作成するものであり（[0102]）、救急車には、トリアージ装置、バイタルサイン測定装置、診断画像撮影装置及び車内カメラとを備えているものであり（[0030]）、患者から最初に診療情報を取得する医療機器がバイタルサイン測定装置である場合には、バイタルサイン測定装置のバイタル情報に応じて救急タイムライン情報が作成され、最初に診療情報を取得する医療機器が車内カメラである場合には、車内カメラの車内撮影データに応じて救急タイムライン情報が作成などされるものであり（請求項2「作業情報を、救急車内に備えられた救急機器から取得する」に相当）（[0103]）、救急タイムライン情報には、救急登録情報及びステータス等により構成されているものであって、各院内端末及び各専門医携帯端末からそれぞれ受信したコメントも救急登録情報に登録されるものである（請求項3「指示情報を、前記共有された撮像画像に表示する」に相当）（[0079]）、システムの技術をも、

補充欄に続く

補充欄

いずれかの欄の大きさが足りない場合

第 V 欄の続き

文献1に記載された、病院の医師は、表示されている情報を見ながら傷病者の症状を判断して、現場に居る救急隊員に対して映像又は音声による指示や指導（請求項3「指示情報」に相当）を行うことが可能となっているものであり（[0121][0127]-[0129]）、病院端末は、ヘッドセット端末又は傷病者側端末である救急現場の端末から受信した緊急情報を記録手段に記録するものであり、緊急情報として受信した傷病者の人数、症状、症状画像、音声情報、複数の生体情報をそれぞれ関連付けて、発生した事故の事件毎に1組の生体情報として記録するものであり、救急隊員の報告書作成作業を軽減することが可能であり、また、生体情報を一括して事件毎に関連付けて検索容易な状態で記録するもので、救急活動の状況や結果の詳細が保存され、詳細な救急活動の結果は、医師側の検証によって医療の質の確保に役立てるとともに、将来発生し得る救急活動のマニュアル、緊急災害時の対応マニュアルとしてトレーニングの場などで活用することが可能となるものであり（請求項4「救急隊員の行動を、画像認識して検証する行動検証手段」に相当）（[0199]-[0200]）、ヘッドセット端末には、GPS等の位置取得手段が備えられており、現在救急隊員が搭乗している救急車両の位置情報や軌跡を知ること（請求項5「通ってきた移動ルートを」「前記オペレータ端末に表示するルート表示手段」に相当）が可能でもある（[0081]）、システムに用いることは、当業者にとって容易である。

手 続 補 正 書
(法第 11 条の規定による補正)

24.05.2017

特許庁審査官 殿

1 国際出願の表示 PCT/J P 2 0 1 6 / 0 6 2 9 7 9

2 出願人

名 称 株式会社オプティム

OPTiM Corporation

あて名 〒840-0047

日本国佐賀県佐賀市与賀町4番18号

4-18, Yokamachi, Saga-shi, Saga 840-0047 Japan

国 籍 日本国 JAPAN

住 所 日本国 JAPAN

3 代理人

氏 名 弁理士 小木 智彦

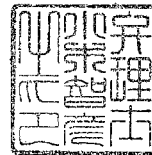
KOGI Tomohiko

あて名 〒880-0804

日本国宮崎県宮崎市宮田町11-24 黒木ビル1F

1F Kuroki Bldg., 11-24 Miyatacho, Miyazaki-shi, Miyazaki 880-0804

Japan



4 補正の対象

請求の範囲

5 補正の内容

(1) 請求の範囲 第25頁第1項を別紙の通り補正する。本補正は、明細書の段落番号0027、0050等の記載に基づくものである。

(2) 請求の範囲 第25頁第6項を別紙の通り補正する。本補正は、明細書の段落番号0027、0050等の記載に基づくものである。

(3) 請求の範囲 第26頁第7項を別紙の通り補正する。本補正は、明細書の段落番号0027、0050等の記載に基づくものである。

6 添付書類の目録

(1) 請求の範囲第25頁、第26頁

請求の範囲

[請求項1] (補正後)

救急隊員に装着されたウェアラブル端末によって撮像された撮像画像を、ネットワークを介して接続された病院内にあるオペレータ端末と共有する救急撮像画像共有システムであって、

前記救急隊員が行った作業に関する作業情報を、前記撮像画像を画像解析することにより取得する作業情報取得手段

取得した前記作業情報を、前記共有された撮像画像に表示する作業情報表示手段を備えることを特徴とする救急撮像画像共有システム。

[請求項2]

前記作業情報を、救急車内に備えられた救急機器から取得することを特徴とする請求項1に記載の救急撮像画像共有システム。

[請求項3]

前記オペレータ端末から入力された指示情報を、前記共有された撮像画像に表示する指示情報表示手段

を備えることを特徴とする請求項1または請求項2に記載の救急撮像画像共有システム。

[請求項4]

前記共有された撮像画像に表示された前記救急隊員の行動を、画像認識して検証する行動検証手段

を備えることを特徴とする請求項1から請求項3のいずれかに記載の救急撮像画像共有システム。

[請求項5]

前記ウェアラブル端末に位置情報取得部を備え、

前記位置情報取得部で取得された位置情報の履歴から、前記救急隊員が前記病院までに通ってきた移動ルートを、前記オペレータ端末に表示するルート表示手段

を備えることを特徴とする請求項1から請求項4のいずれかに記載の救急撮像画像共有システム。

[請求項6] (補正後)

救急隊員に装着されたウェアラブル端末によって撮像された撮像画像を、ネットワークを介して接続された病院内にあるオペレータ端末と共有する救急撮像画像共有システムが

実行する救急撮像画像共有方法であって、

前記救急隊員が行った作業に関する作業情報を、前記撮像画像を画像解析することにより取得するステップ

取得した前記作業情報を、前記共有された撮像画像に表示する作業情報表示ステップを備えることを特徴とする救急撮像画像共有方法。

[請求項7] (補正後)

救急隊員に装着されたウェアラブル端末によって撮像された撮像画像を、ネットワークを介して接続された病院内にあるオペレータ端末と共有する救急撮像画像共有システムに、

前記救急隊員が行った作業に関する作業情報を、前記撮像画像を画像解析することにより取得するステップ

取得した前記作業情報を、前記共有された撮像画像に表示する作業情報表示ステップを実行させるための救急撮像画像共有プログラム。